

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 役員（第7条～第10条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
- 第4章 資本金等（第13条・第14条）
- 第5章 委任（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行うことにより、産業技術その他の科学技術の向上及びその成果の普及を図り、もって県内産業の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、神奈川県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、神奈川県海老名市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、神奈川県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載又は利用することができないときは、法人の主たる事務所の掲示場に掲示することによってその登載又は利用に代えることができる。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、副理事長を置かないことができる。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神奈川県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員任命）

第9条 理事長は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、知事が任命する。

（役員任期）

第10条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

（業務範囲）

第11条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
- (2) 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び活用の促進を行うこと。
- (3) 産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成を行うこと。
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第1号で規定する事業のうち地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の3第1項に規定するものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- (5) 法人の施設及び設備を企業等の利用に供すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（株式又は新株予約権の取得及び保有）

第11条の2 法人は、地方独立行政法人法第67条の9第1項及び第2項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（業務方法書）

第12条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

（資本金）

第13条 法人の資本金は、神奈川県が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産とし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として神奈川県が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、神奈川県に帰属する。

第5章 委任

(規程への委任)

第15条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

資産の種類別	地 番	地積 (平方メートル)
土 地	海老名市下今泉字田中705番1	12,837.00
同	海老名市下今泉字田中705番2	569.00
同	海老名市上今泉字沓形1897番2	2,412.00
同	海老名市上今泉字沓形1897番6	114.03
同	海老名市上今泉字沓形1922番1	13,323.00
同	海老名市上今泉字沓形1922番4	243.40
同	海老名市上今泉字沓形1922番7	0.47
同	海老名市上今泉字沓形1922番9	1.42
同	海老名市上今泉字沓形1922番10	157.60
同	海老名市上今泉字沓形1922番11	332.08
同	海老名市上今泉字沓形1929番2	0.04

別表第2 (第13条関係)

資産の種類別	名 称	所 在 地	延べ床面積 (平方メートル)
建 物	管理・情報棟、研究棟及び実験棟	海老名市下今泉705番地の1	28,033.75
同	試作実験棟	同	3,109.29
同	附属施設棟	同	697.22
同	実験別棟	同	327.00
同	危険物倉庫(1)	同	50.00
同	危険物倉庫(2)	同	50.00
同	排風機小屋	同	5.16